

1 箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書（例）
（バス運転者）

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第1号イただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
281 時間	288 時間	271 時間	271 時間	294 時間	290 時間	290 時間	294 時間	281 時間	271 時間	288 時間	281 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

4 週平均 1 週及び 52 週の拘束時間の延長に関する協定書 (例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 5 条第 1 項第 1 号ロただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4 週平均 1 週及び 52 週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、4 週の起算日は 4 月 1 日とする。

第 1 4 週 (4/1~4/28)	第 2 4 週 (4/29~5/26)	第 3 4 週 (5/27~6/23)	第 4 4 週 (6/24~7/21)	第 5 4 週 (7/22~8/18)	第 6 4 週 (8/19~9/15)	第 7 4 週 (9/16~10/13)
65 時間 (4 週合計 260 時間)	68 時間 (4 週合計 272 時間)	63 時間 (4 週合計 252 時間)	65 時間 (4 週合計 260 時間)	65 時間 (4 週合計 260 時間)	66 時間 (4 週合計 264 時間)	66 時間 (4 週合計 264 時間)

第 8 4 週 (10/14~11/10)	第 9 4 週 (11/11~12/8)	第 10 4 週 (12/9~1/5)	第 11 4 週 (1/6~2/2)	第 12 4 週 (2/3~3/2)	第 13 4 週 (3/3~3/30)	52 週間計
66 時間 (4 週合計 264 時間)	68 時間 (4 週合計 272 時間)	65 時間 (4 週合計 260 時間)	64 時間 (4 週合計 256 時間)	66 時間 (4 週合計 264 時間)	63 時間 (4 週合計 252 時間)	3,400 時間

※ 3/31 の拘束時間 : 9.28 時間 (1 日 ÷ 28 日 × 260 時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

4 週平均 1 週及び 52 週の運転時間の延長に関する協定書 (例)
(バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇 (〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇) は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 5 条第 1 項第 5 号ただし書の規定に基づき、運転時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4 週平均 1 週及び 52 週の運転時間は下の表のとおりとする。なお、4 週の起算日は 4 月 1 日とする。

第 1 4 週 (4/1~4/28)	第 2 4 週 (4/29~5/26)	第 3 4 週 (5/27~6/23)	第 4 4 週 (6/24~7/21)	第 5 4 週 (7/22~8/18)	第 6 4 週 (8/19~9/15)	第 7 4 週 (9/16~10/13)
39 時間 (4 週合計 156 時間)	40 時間 (4 週合計 160 時間)	38 時間 (4 週合計 152 時間)	38 時間 (4 週合計 152 時間)	42 時間 (4 週合計 168 時間)	44 時間 (4 週合計 176 時間)	42 時間 (4 週合計 168 時間)

第 8 4 週 (10/14~11/10)	第 9 4 週 (11/11~12/8)	第 10 4 週 (12/9~1/5)	第 11 4 週 (1/6~2/2)	第 12 4 週 (2/3~3/2)	第 13 4 週 (3/3~3/30)	年間計
44 時間 (4 週合計 176 時間)	37 時間 (4 週合計 148 時間)	40 時間 (4 週合計 160 時間)	38 時間 (4 週合計 152 時間)	38 時間 (4 週合計 152 時間)	40 時間 (4 週合計 160 時間)	2,080 時間

※ 3/31 の運転時間 : 5.71 時間 (1 日 ÷ 28 日 × 160 時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印